## 令和4年12月

## 富士市農業委員会会議議事録

- 1.開催日時 令和4年12月9日(金) 午前 9時30分から 9時57分
- 2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室
- 3.出席委員

農業委員会会長 農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊

3番 田村 英俊

4番 髙井 修一

5番 谷津倉 寛

6番 笹古 時男 7番 渡邉 武敏

8番 近藤 敏男

9番 鈴木 一孝

10番 新舟 進

11番 長尾 忠

12番 佐野 隆洋

13番 佐藤 正職 14番 渡邉 哲史

14番 渡邉 哲史 15番 太田 篤子

16番 安藤 公男

18番 後藤 環

19番 荻田 丈仁

4. 欠席委員

なし

- 5. 議事
  - (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- 6.農業委員会事務局職員

 事務局長
 古谷 隆明

 統括主幹
 深澤 公保

 主幹
 野村 昌寛

 主查
 武内 清高

 主查
 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より 指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め5番谷津倉 寛君、6番笹古 時男君の両名を本日の会議の 議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第44号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第68号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について(買受適格証明発行済み分)についてまでの、計5件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局

(事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長

最初に、議案5ページの議第44号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

富士地区41番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案5ページ富士地区41番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は県立富士高等学校から北東に200mほどのところにあります。譲受人は富士市立看護専門学校の北側に農地をお持ちでしたが、市の水道事業の関係で収用されたため、その代わりとして取得を希望しています。譲渡人は申請地が公道に接しておらず耕作に不便をしていましたが、申請地に隣接する住宅に住む譲受人が購入を希望したため、手不足もあり売却したいとのことです。現地を確認しましたが、何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項 には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

富士地区41番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区41番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に伝法地区42番、43番については関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案5ページ伝法地区42番、43番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は県道鷹岡富士停車場線と弥生通りが交差する交差点から北に200mほどのところ、東名高速道路の側道の近くにあります。現地を確認したところ、申請地の北側が田んぼ、南側がビニールハウスで、間にまっすぐの擁壁が設置されています。測量により双方に擁壁から相手側にはみ出している土地があることが判明したことから、同じ面積で交換を行いたいとのことです。土地の形状を整えるための申請であり、何ら問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項 には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

伝法地区42番、43番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区42番、43番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に吉永地区44番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ吉永地区44番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は富士市中央消防署吉永分署から西に200mほどのところで、ウエルシア富士富士岡店の真南にあります。譲受人は沼津市に農地を所有しており、そちらで野菜や果物を作っているそうですが、野生動物による被害がひどいことから、自宅に近く、動物の影響が無い場所を探したところ、今回の申請地が見つかったため申請しているとのことです。引き続き野菜と果樹を栽培する予定で、現在は夫婦二人でやっていますが、今後はお子さんが退職後に引き継ぐ予定となっています。現地は以前田んぼだったところを埋め立てた場所で、野菜類を育てるのは難しいのではないかと思い確認したところ、ユンボなどで均した後に耕作土を入れる予定とのことです。除草剤などは使用する予定が無いなど、専業でやっている私からすると疑問の点もありますが、庭先で販売する程度で、本人もやる気のようですので、あまり細かいことを言っても仕方ないのではないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項 には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

吉永地区44番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区44番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長

次に、議案7ページの議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

富士川地区44番について事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ富士川地区44番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は富士川地域福祉センターの東にある東名高速道路にかかる川坂橋を渡って50mほど進んだところにあります。譲受人は隣接地にある墓地を管理するお寺で、譲渡人はそのお寺の住職です。最近「墓じまい」を希望する人が増えてきたことから、納骨堂を設置し、境内地を拡張したいとのことです。現地を確認したところ、申請地の隣には神社もあり、周辺には梅の木が植えられていましたので、納骨堂として使用するにはいい場所ではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

富士川地区44番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区44番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長

次に、議案8ページの議第46号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。 鷹岡地区5番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ鷹岡地区5番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地はカインズ富士店から北に200mほどの住宅地の中にあります。相続人は申請地のすぐ東に居住しており、周辺は住宅地ですが、農業を継続していくため、相続税の納税猶予を受けたいとのことです。現地を確認したところ、南側の広い場所でお茶、北側の小さい場所で野菜類と果樹を作っていました。子どもは相続人一人であったため、以前から農作業を手伝っていたとのことです。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

鷹岡地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。

会長

次に、議案9ページの議第47号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案9ページ 朗読)

会長

事務局からの説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長

次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案10ページをご覧ください。

報第68号 農地法第5条第1項第7号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものであります。これは、所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決処理し、買受適格証明をすでに発行したことをご報告いたします。件数1件。

今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を

終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年12月9日	
農業委員会会長	
同委員	
同委員	